

季刊

労働おきなわ

2026 Winter

No.168



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

目次

◆ RELAY ESSAY

一般社団法人 沖縄産業開発青年協会 理事長 吉川 浩 正… 1

◆ NEWS

・ハラスメント対策・女性活躍推進に関する改正ポイントの御案内… 2

・障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について… 4

◆ INFORMATION

・沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介… 6

・沖縄県建設雇用改善優良事業所等表彰式…………… 8

・沖縄県優秀技能者等表彰式…………… 9

・職業訓練指導員(テクノインストラクター)になろう… 10

・確かめよう労働条件・労働条件相談「ほっとライン」… 12

・労働保険への加入についての案内…………… 14

・労働保険加入の電子申請について…………… 16

・労働保険料は「口座振替」が便利です…………… 18

・労働時間を適切に把握し、正しく賃金を支払いましょう… 20

◆ 労働委員会だより…………… 22

◆ 労働相談…………… 23

◆ 沖縄県労働経済指標…………… 24



◀表紙の写真

カンヒザクラ（緋寒桜）

薄いピンク～濃いピンクの花をつけるカンヒザクラ。学校や公園などに使われており、本部町や名護市で毎年1月中旬から始まる全国一早い「桜祭り」は、有名です。



『まずは、女性技能者の育成から』 ～担い手不足と3Kの解消にむけて～

一般社団法人 沖縄産業開発青年協会
理事長 吉川 浩正

現在、我が国においては少子高齢化の進展及びコロナ禍の縮小に伴う需要の拡大により産業界全般で人手不足が大きな問題となっており、特に建設業界にあっては、これに加え「きつい」「きたない」「きけん」のいわゆる3Kのイメージが払拭されず、人材不足はより深刻な事態となっている。

このような状況を克服するため、待遇改善、ITによる省力化、外国人労働者の受け入れなどいろいろな方面からの対策が検討され、実施されているところであるが、建設業界としては、まず「女性が建設現場に進出する」ことが、最善の策だと考えているようである。

建設業界は、この現状を変えるため、まずは、建設業界にとって全く嬉しくない定着したイメージいわゆる3K(きつい、きたない、きけん)を「待ったなし」の心構えで変えていくことから手を加え始めた。

経営者や管理者が給与、昇任等待遇の改善と併せて職場環境の改善にも乗り出したが、その際、特に女性の意見をしっかりと聞くようになった気がする。

数年前なら女性の意見を「な～んだそんなことか?」と軽くあしらっていたことでも今では「なるほど」とうなずきながら、「じゃあやってみようか?」とこれを素直に受け入れる積極姿勢が目立つようになった。

建設業界のテレビCMでは、女性社員が主人公で登場することが増え、スキルアップを目的とした講習会や現場視察では女性の数が多く見受けられるようになった。また、ここかしこの建設現場では、女性専用のスペースが確保され、その中でトイレや休憩室などが設けられるようになった。

他人の目から見れば小さなことかも知れないが、業界にとっては、着実な一歩前進であり、一つひとつの小さな問題点を排除していくことが、やがて大きな改革につながるものと信じている。

当協会は、令和7年に創立70周年を迎えたことから同年10月に記念講演を開催したが、講演内容については、このような建設業界の取り組

みに呼応して、「女性の目から見た働きやすい現場とは」をテーマに定めたところである。

ゼネコンの役員を務める女性技師と電気工事社の経営者も兼ねた女性技能者の二人の講師からは、より一歩踏み込んだ女性自身の心構えと女性同士の助け合い、そしてこれまでの成功例、失敗談など現場にまつわる具体的なやりとりが述べられたが、もっとも大切なことは、まずは女性の就業促進及び定着化を実現するためには「働きがい」と「働きやすさ」を両立させることであり、そのうえで、「日頃から働きづらさを生む問題を一つ一つ改善してゆけば魅力ある環境が生まれ、就労者は徐々に増えていく」との進むべき道筋をはっきりと示したことである。

参加者のほとんどが現場の女性の生の声を聞いて、職場環境の改善、女性職員の育成、定着化の重要性及びそのスキルについて認識を深めたものと確信している。

ところで「時代の流れに合わせた女性主体の活動」は、ここ沖縄ですでに始まっている。その一つを例に挙げると令和7年から沖縄県の支援、建設関係女性経営者の協力のもと母子寡婦福祉団体が、「今、建設業がピンチ!建設業、お金はある。でも人がいない!」をキャッチフレーズに「建設人材育成研修コース」を開催したところいわゆるシングルマザーが十数名ほど応募し、建設重機の操縦資格にチャレンジした。女性の訓練生は、教官の指示に忠実で現場実習にも真剣に臨み、全員が合格、資格を取得したと伺っている。

この試みは、対象者、キャッチフレーズ、訓練環境、訓練科目が将来の建設業の女性技能者の育成につながるよう工夫、考案されており、時宜を得たものとして評価できる。

今後も継続して、実施されることを願っている。

女性技能者の育成、確保の重要性は、建設業界、行政、そして女性関係団体ですでに共有され、それぞれのやり方ではあるが、一つずつ改善に向けた取り組みが始まっている。

私は、このような動きを歓迎するとともに、ゆっくりかもしれないが徐々に表れてくるその成果に期待を寄せているところである。

事業主の皆さまへ(全企業が対象です)

公布日: 令和7年6月11日

ハラスメント対策・女性活躍推進 に関する改正ポイントのご案内

I: ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります!**

(施行日: 公布後1年6か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
 - 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等(就職活動中の学生やインターンシップ生等)に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発(例: 面接等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応(例: 相談への対応、被害者への謝罪等)

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等(カスタマーハラスメントのみ)の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します!

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかいい職場応援団 HP

検索



厚生労働省

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

Ⅱ：女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年（2026年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和18年（2036年）3月31日までに延長**されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。
(施行日：令和8年4月1日)
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。
(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。（従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。）

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

※ 従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表すること、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上を公表することとされています。

プラチナえるぼし認定の要件追加

- プラチナえるぼし認定の要件に、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加します。

※ 現在、プラチナえるぼし認定を受けている企業も、認定を維持するために、事業主が講じている求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表することが要件となりますが、今後の省令等の整備において、一定の猶予を設ける予定です。

★ このほか、女性の健康上の特性による健康課題（月経、更年期等に伴う就業上の課題）に関して、職場の理解増進や配慮等がなされるよう、今後企業の取組例を示し、事業主による積極的な取組を促していくこととしています。

お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	高松	087-823-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間 8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

令和7年6月作成

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられました。(令和7年4月)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のようになりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL070401牌02

Point
 ③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。
▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point
 ④

障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）
▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）


▶障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）


Q & A
Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%。
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>


Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。
- なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。

沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介

県では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として平成 19 年 10 月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を創設しました。今回、新たに3社が「ワーク・ライフ・バランス認証企業」に加わりましたので、それぞれの企業と取組みについて紹介します。

認証第119号 金秀興産株式会社

【代表者】 代表取締役社長 砂川 久美子

【業 種】 小売業

【所在地】 沖縄県中頭郡西原町字小那覇 494-1 金秀商事株式会社3階

【従業員数】 349 名 (うち男性 133 名、女性 216 名)

【主な取組内容】

- 男性社員の育児休業取得率が 100%
- 育児、介護又は病気療養等に係る従業員従業員に配慮したテレワーク(在宅勤務)制度がある。
- 年次有給休暇の時間単位での取得が可能
- 非正規社員の正社員化に取り組んでいる。

認証第120号 株式会社チネン通信

【代表者】 代表取締役 知念 義秀

【業 種】 電気通信工事業

【所在地】 沖縄県那覇市寄宮 1-12-17

【従業員数】 12 名 (うち男性 12 名、女性 0 名)

【主な取組内容】

- 男性社員の育児休業取得率が 100%
- 治療と仕事を両立できるよう支援する制度がある。
- 高年齢社員の定着を支援する制度がある。
- 年次有給休暇の時間単位での取得が可能
- 非正規社員の正社員化に取り組んでいる。

認証第121号 JAL スカイエアポート沖縄株式会社

【代表者】 代表取締役 大竹 勇次郎

【業 種】 運輸に付帯するサービス業

【所在地】 沖縄県那覇市鏡水 150 番地 那覇空港国内線旅客ターミナルビル内

【従業員数】 1,163 名 (うち男性 650 名、女性 513 名)

【主な取組内容】

- 女性社員の育児休業取得率が95%以上
- 男性社員の育児休業取得率が10%以上
- 3歳以上の子を養育する社員も短時間勤務制度の対象となっている。
- 年次有給休暇の取得促進の取組を行っており、その効果がある。
- 高年齢社員の定着を支援する制度がある。
- フレックスタイム制の導入
- 特別目的積立休暇制度



令和7年10月23日 認証書交付式



左から商工労働部産業雇用統括監、JAL スカイエアポート沖縄(株)、(株)チネン通信、
金秀興産(株)、商工労働部長

詳しくは、県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/koyorodo/1012030/1012039/1003421/1003449.html>

令和7年度沖縄県建設雇用改善優良事業所等表彰式

11月11日(火)、県庁1階県民ホールにて令和7年度建設雇用改善優良事業所等表彰式を一般社団法人沖縄県建設業協会と共同で執り行いました。

この表彰式は、建設業に従事している労働者の雇用改善や、能力の開発及び向上、福祉の増進を積極的に取り組んでいる建設事業所の功績を称えるもので、県知事表彰と建設業協会長表彰の二部門による表彰です。

また、建設業における技術・技能職種の勤務成績が優秀な30歳未満の従業員に贈られる「優良若年建設従事者表彰」並びに、建設業退職金共済制度の普及に大きく貢献した事業所に贈られる「独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰」の伝達も併せて行いました。



■ 建設雇用改善優良事業所表彰

○ 沖縄県知事表彰

株式会社 技建 代表取締役 津波古 光
株式会社 南海土木 代表取締役 平良 佳伸

○ 一般社団法人沖縄県建設業協会長表彰

株式会社 七和 代表取締役 伊志嶺 匡
株式会社 三大土木産業 代表取締役 本部 憲治
株式会社 タマキ 代表取締役 玉城 進一

■ 優良若年建設従事者表彰

㈱ 沖 電 工	狩俣 丞	㈱ 沖 電 工	富里 泰成	金 秀 建 設 ㈱	赤崎 學
金 秀 建 設 ㈱	與那覇大夢	㈱ 鏡 原 組	大城龍之介	共 和 産 業 ㈱	宮城 凜
㈱金城キク建設	松堂 義輝	先 嶋 建 設 ㈱	富山 章	㈱ 大 寛 組	玉城 将雅
大 鏡 建 設 ㈱	新垣 志文	大 鏡 建 設 ㈱	宮城宏太郎	㈱ 大 米 建 設	大城 龍斗
㈱ 大 米 建 設	翁長 秀文	㈱ 照 正 組	山城 将基	㈱ 七 和	村山 信貴
比 嘉 工 業 ㈱	吉田 竜二	㈱ 大 城 組	大城 栄介	㈱ 大 城 組	金城 竜生
㈱ 太 名 嘉 組	高良 太吾	㈱ 太 名 嘉 組	真喜志康竜	沖 電 開 発 ㈱	糸数 翔哉
金 秀 鉄 工 ㈱	喜友名遙香	光 基 ㈱	仲宗根雅幸	㈱ 大 成 ホ ー ム	石原正太郎
㈱ 大 成 ホ ー ム	比嘉 瑠斗	㈱りゅうせき建設	大城 悠叶	㈱りゅうせき建設	島田 義愛
上 門 工 業 ㈱	伊波 翔矢	上 門 工 業 ㈱	喜屋武太地	㈱ 幸 地 建 設	比嘉 彩人
拓南製作所㈱	森山 大貴	㈱ 仲 本 工 業	久貝 大海	㈱ 仲 本 工 業	前外間貴洋
平安座総合開発㈱	伊波 興孝	平安座総合開発㈱	喜久山勝貴	㈱ 丸 善 組	金城 陸頼
㈱ 北 勝 建 設	伊良波優太	㈱ 屋 部 土 建	仲本 裕	㈱ 屋 部 土 建	岸本 尚之

■ 独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰

○ 建設業退職金共済制度普及事業所

沖縄道路 株式会社 代表取締役 宮里 三男
株式会社 タマキ 代表取締役 玉城 進一

令和7年度沖縄県優秀技能者等表彰式

11月19日(水)、那覇地域職業訓練センターにて令和7年度沖縄県優秀技能者等表彰式を行いました。

本表彰は、優秀な技能者及び職業能力開発行政に貢献した者を称えるものです。極めて優れた技能を有し、後進の育成に尽力する現役技能者を表彰する「表彰状」部門のほか、技能五輪等の全国技能競技大会の入賞者を表彰する「賞状」部門、技能検定委員として10年以上委嘱された者等を表彰する「感謝状」部門の三部門において、沖縄県知事から表彰されました。

また、沖縄県職業能力開発協会表彰式も併せて行い、技能検定委員を5年以上務めた方々に、協会長から表彰状が贈られました。



■ 沖縄県優秀技能者等表彰（知事表彰）

○「表彰状」により表彰される方

氏名	職種名	氏名	職種名
久場 多加子	和裁	前川 孝太	調理師（西洋料理）
松田 豊彦	ガラス工	新垣 淑也	調理師（西洋料理）
新垣 健司	陶工	親泊 美希子	フラワー装飾

○「賞状」により表彰される方

・第62回技能五輪全国大会入賞者

氏名	職種名	氏名	職種名
新里 風咲	レストランサービス	山城 彩夏	レストランサービス
田中 彩月	レストランサービス	佐久本 弥音	日本料理
上地 留菜	レストランサービス	柳 愛美	フラワー装飾
伊波 このか	レストランサービス	伊礼 姫花	フラワー装飾

・第19回若年者ものづくり競技大会入賞者

氏名	職種名	氏名	職種名
大田 雅人	メカトロニクス	知名 琉樹	ロボットソフト組込み
新里 莉来	メカトロニクス	仲村 貫太	ロボットソフト組込み

○「感謝状」により表彰される方

氏名	職種名	氏名	職種名	氏名	職種名
富山 孝司	広告美術仕上げ	村吉 大一	厨房設備施工	竹内 和仁	パン製造



職業訓練指導員

テクノインストラクター になろう！

職業訓練指導員(テクノインストラクター)とは

- ハロートレーニング等で受講者に、技能・技術の指導によるスキルアップの支援やキャリアコンサルティングによる就職支援を行う、法律(職業能力開発促進法)に基づく『専門職』です。
- 都道府県や独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構(JEED)が設置・運営する公共職業能力開発施設で、約4,500人が職業訓練指導員として活躍しています。



職業訓練指導員(テクノインストラクター)の仕事

① 技術的指導

テクノインストラクターは、就職やスキルアップなどに必要な技能・技術・知識についての指導や就職支援などを行っています。訓練を受講して就職した方からは「おかげで希望の仕事に就くことができました!」といった感謝の言葉をかけられる存在でもあります。

訓練の受講者

- ・離職者(これから働く方) ・学卒者(主に高校を卒業した学卒者)
- ・在職者(働いている方) ・障害者(障害のある方)

② キャリアコンサルティング

受講者に対し、面談やジョブカードの活用によって、受講者1人1人のスキル、個性、職歴等を踏まえた、その人に合ったキャリアコンサルティングを行います。



③ 人材育成・訓練コーディネート

人材ニーズ、地域ニーズ、技術的動向等を把握し、企業などで必要とされている人材を育成するための訓練カリキュラムを作成するなど、訓練のコーディネートを行います。
企業のニーズに応じて、オーダーメイドの在職者向け職業訓練を企画・実施することもあります。

④ 訓練カリキュラム開発

地域ニーズ及びその分野の技術動向に沿った訓練カリキュラム、訓練計画の作成のほか、訓練で使用する教科書、教材、十種装置の開発、実習上の整備等を行います。



テクノインストラクター総合情報サイト 一技で未来を切り開く



職業訓練指導員を広く認知いただくため、指導員業務の魅力を発信するテクノインストラクター総合情報サイトでは、全国で活躍する現役の職業訓練指導員のインタビューや動画コンテンツのほか、職業訓練指導員になるための情報を発信しています。



厚生労働省

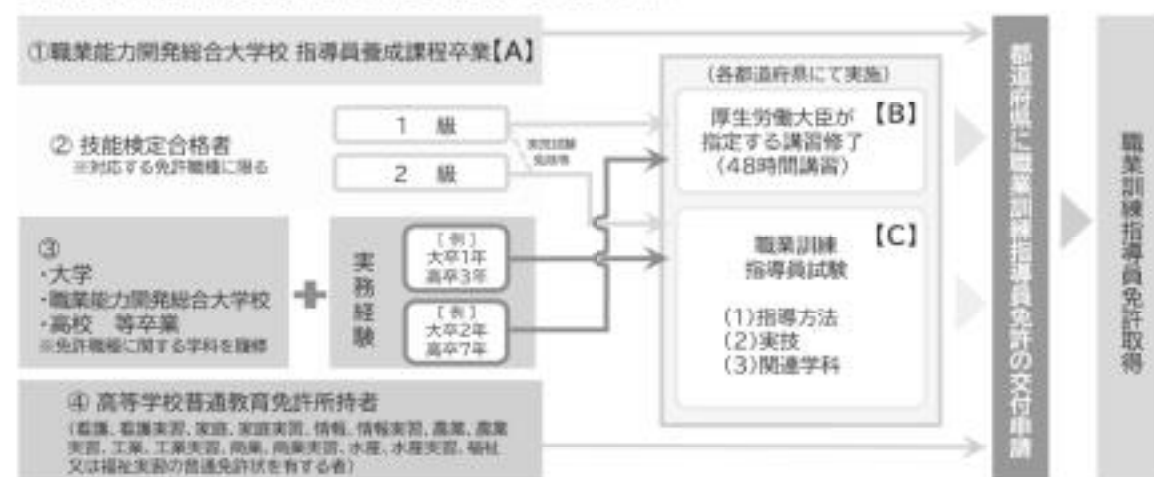
ひと、くらし、あらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

職業訓練指導員（テクノインストラクター）になるには？

職業訓練指導員免許が必要です。

- 職業訓練指導員には123種の免許職種があります。（例：機械科、電気科、自動車整備科など）
- 免許を取得するためには、免許職種における能力を有することが必要となり、いくつかのルートがあります。

職業訓練指導員免許を取得するための主なルート



【A】職業能力開発総合大学校 指導員養成課程を修了

(主な養成課程の対象者)

- 訓練技法習得コース
…職業能力開発大学校（応用課程）修了者
- 訓練技法・技能等習得コース
…大学や高専で関連学科を履修者
- 実務経験者訓練技法習得コース
…実務経験者
- 職種転換コース
…普通課程担当資格所持者 など

【C】職業訓練指導員試験

沖縄県では、以下のとおり実施します。

1. 試験科目：学科試験のうち指導方法
2. 受付期間：9月頃から1ヶ月程度
3. 試験日時：11月頃で1時間程度
4. 試験場所：沖縄県立浦添職業能力開発校（沖縄県浦添市大平531番地）

※実技試験の全部及び学科試験の全部の免除を受けることができる者による受験申請については、通年で受付を行い、受験申請と併せて、職業訓練指導員免許の申請手続きを行うことができます。

※予定であり、変更になる場合があります。
※試験の実施情報は、沖縄県ホームページを御確認ください。

【B】厚生労働大臣が指定する講習を修了（48時間講習）

沖縄県職業能力開発協会では、以下のとおり実施します。

1. 講習内容

職業訓練原理、労働安全衛生、訓練生の心理や関連法規等、職業訓練指導員として必要な知識と指導方法を習得します。

講習を受講し、確認試験に合格すると修了証を取得することができます。

2. 申込期間：5月頃で2週間程度

3. 講習日程：6月頃で1週間程度

4. 受講定員：30名程度（定員に達し次第締め切る）

5. 講習会場：那覇地域職業訓練センター（沖縄県那覇市西3-14-1）

※予定であり、変更になる場合があります。

※講習の実施情報は、沖縄県職業能力開発協会ホームページで御確認ください。

(主な受験資格と必要な実務経験の年数)

受験資格	年数
技能検定合格者（1級又は単一等級）	0年
高度職業訓練（応用課程）の技能照査合格者	1年
高度職業訓練（専門課程）の技能照査合格者	3年
普通課程の普通職業訓練の技能照査合格者	6年
大学卒業（免許職種に関する学科を履修）	2年
高校卒業（免許職種に関する学科を履修）	7年

転生したら
スライム
だった件

理不尽な働き方に、一人で悩んでないか？

みんなを守る、
“解”があるぞ！

確かめよう 労働条件

有給休暇

ハラス
メント

労働条件
明示

解雇・
雇止め

長時間
労働

©T.F.X./TSP



サイトで確認

労働条件ポータルサイト

「確かめよう労働条件」

確かめよう労働条件

検索



携帯電話・スマホでも



電話で相談

労働条件相談「ほっとライン」

0120-811-610

受付時間

月～金 17:00～22:00

土日祝日

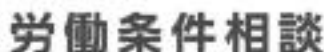
9:00～21:00

※12月29日～1月3日は除きます。

◆専門知識を持つ相談員が対応します。
◆厚生労働省委託事業
(委託先: 株式会社東京リーガルマインド)



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



労働条件などの悩みや不安・疑問を相談できる! **14言語**に対応
 "Labour Standards Advice Hotline" Foreign Language support is also available!

日本語 / English / 汉语 / Português / Español / Tagalog / Tiếng Việt / မြန်မာစာအုပ်များ /
नेपाली भाषा / 한국어 / မြန်မာစာအုပ်များ / Bahasa Indonesia / தமிழ் (Tamil) / Монгол хэл



0120-811-610

时 间	[点—点]	17:00~22:00
到达时间	[点—点—点]	9:00~21:00

第42期2000年
1月3日出版

Labour Standards Advice Hotline	0120-531-401	(Mon~Sun)
劳动条件咨询热线	0120-531-402	(周一~周日)
Linha direta de consultoria trabalhista	0120-531-403	(Segunda a sábado)
Línea directa de asesoramiento sobre normas laborales	0120-531-404	(Jueves, viernes, sábado)
Hotline sa telepono para sa pagkonsulta tungkol sa mga kondisyon sa paggawa	0120-531-405	(Martes, Miyerkules, Sabado)
Đường dây nóng tư vấn điều kiện lao động	0120-531-406	(Thứ 3, Thứ 4, Thứ 6 – Chủ nhật)
လုပ်ငန်းစဉ်များအကြောင်းအရာများကို သိပ္ပံနည်းကျစုံစမ်းရန် Hot line	0120-531-407	(ဗုဒ္ဓဟူး, တနင်္ဂနွေ)
श्रम अवस्था परामर्श हट लाइन	0120-531-408	(बुधवार, आइतवार)
외국인 노동조건 상담 핫라인	0120-613-801	(일, 월)
ສາມາດເລືອກສາມາດພາສາ	0120-613-802	(วันพฤหัสบดี วันอาทิตย์)
Hotline Konsultasi Standar Ketenagakerjaan	0120-613-803	(Kamis, Minggu)
លេខទូរស័ព្ទទាក់ទងនឹងការងារសម្រាប់ជំនាញរបស់អ្នកជាតិ	0120-613-804	(ច័ន្ទ គិង អេស៊ី)
Хотлайн по вопросам стандартов труда работников иностранных граждан	0120-613-805	(Дзядзек, Бондзек)

Telephone Consultation Service for Foreign Workers

【月一食】10:00~15:00 午12:00~13:00(2時)

Telephone Consultation Service for Foreign Workers	0570-001-701	(Mon~Fri)
面向外籍劳动者的咨询专线	0570-001-702	(周一~周五)
centrais de atendimento para trabalhadores estrangeiros	0570-001-703	(Segunda à sexta)
Servicio de consultas telefónicas para los trabajadores extranjeros	0570-001-704	(De lunes a viernes)
Konsultasi sa telepono para sa mga dayuhang manggagawa	0570-001-705	(Lunes-Biyernes)
Số điện thoại tư vấn dành cho lao động nước ngoài	0570-001-706	(Thứ 2 – thứ 6)
දුරකථන සම්මුඛ සේවා සඳහා විදේශීය සේවකයන්ගේ දුරකථන සේවා	0570-001-707	(සෙනසුනාදි)
विदेशी कामदारोंको लागि टेलिफोन परामर्श	0570-001-708	(सोम-शुक्र)
외국인 노동자를 위한 상담 콜센터	0570-001-709	(수~금)
บริการให้คำปรึกษาทางโทรศัพท์สำหรับแรงงานต่างชาติ	0570-001-712	(วันจันทร์-วันศุกร์)
Layanan Konsultasi via Telepon untuk Pekerja Asing	0570-001-715	(Selasa)
සේවකයන්ගේ ප්‍රශ්නවලට ප්‍රතිචාරය සැපයීම සඳහා වූ දුරකථන සේවා	0570-001-716	(අඟ)
Гадзавод ажилчдад утсаар зөвлөгөө өгөх үйлчилгээ	0570-001-718	(Баасан)





労働保険に入っていれば…

POINT 1



会社も安心。

POINT 2



働く人も安心。

POINT 3



働く人の

家族も安心。

労働保険

はたらく安心、つなぐ安心。

労災保険

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティネットとして重要な役割を果たします。事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご確認ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>

労働保険 特設サイト

または二次元コードから▶



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）（一社）全国労働保険事業組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

事業主の皆さまへ



労働保険の成立手続きについて

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、
所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。
新規開発事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、
成立手続を行う義務があります。

*5人未満の労働者を雇用する個人経営の農林水産物の事業の一部については、強制適用事業場から除外されます。
*強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。



▶ 労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

▶ 短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、元請の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が権限により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行なった場合は、労働基準法の規定による災害補償の額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら [労働保険 電子申請](#)



労働保険料及び一般給付金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら [労働保険 口座振替納付](#)



もうご存知ですよね？ 労働保険は電子申請

無料で初期設定を
お手伝いします

わたしたちが
かけつけます！

イメージキャラクター！
ペパレス執事

電子申請は簡単・便利！
オンラインで24時間
いつでも申請や届出ができます。

電子申請未利用事業場

アドバイザー事業

費用
0円

時間
1時間程度

場所
**日本全国
どこでも**

日本中
どこへでも
お伺いします。

事前準備の
不安や不明点を
解消します！

お好みの方法でご参加いただけます。

オンライン
セミナーに
参加する

- ・どんな内容なのか聞いてみたい
- ・自社でも導入可能なのか確認したい
- ・会社への上申用に勉強したい

アドバイザー
に相談する

- ・初期設定や操作に不安がある
- ・調べる時間が無いので教えて欲しい
- ・次の年度更新に向けて準備したい
- ・訪問・オンラインが選べる

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業
詳細解説やお申込みはホームページから！ <https://denshi-shinsei.jp/>
FAXでお申し込みの方は画面下部のFAX用紙で！



もうご存知ですよ？ 労働保険申請の**新定番！****労働保険は電子申請**

いつでもどこでも手続可能！

カンタン・スピーディーに申請！

ムダな時間やコストも削減！

イメージキャラクター
ペパレス執事GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能！※詳しくは
下記特設サイトへコストも時間も
カット!!

① ペパレス執事

② アドバイザー

③ 電子化によって不要になった紙

デンシ新屋から労働保険の電子申請をサポートするためにやっ
てきたヤギの執事。性格はとても温厚で、初見対応などを丁寧に
教えてくれる。あたまたの角でWi-Fiを受信していて通信用良好！令和2年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されました。
労働保険料の納付は、電子納付が便利です。労働保険の電子申請に
関する詳細は
「特設サイト」へ！スマートフォン/
特設サイトは
こちら！受託会社
株式会社バックスグループ
事務局問い合わせ先
Mail: mail@denshi-shinsei.jp
TEL: 03-6628-2275**労働保険電子申請アドバイザー申込書(FAX用)**

フリガナ 事業場名	フリガナ 担当者名		
TEL	メールアドレス (担当者)		
労働者数 フリガナ			
住所	〒	—	予約希望 ☐ アドバイザー ☐ セミナー

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご確認ください。

FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。**FAX 03_6627_9989**

事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

労働保険料は「口座振替」が便利です

労働保険料や一般拠出金の納付には口座振替が利用できます
メリットも多数ありますので、ぜひ口座振替をご活用ください！



2025（令和7）年度第1期分から、対象金融機関に
インターネット専業銀行として初めて、
「GMOあおぞらネット銀行」が加わります！

口座振替による納付のメリット

- 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます
- 納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません
※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます
- 手数料はかかりません
- 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます

口座振替は通常の納期限よりもゆとりのある引き落とし

保険料を延納（分割納付）している場合、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日※	1月31日※
口座振替による 納付日 (引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日
申込締切日	2月25日	8月14日	10月11日

※ 労働保険事務組合は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

口座振替の手続きは裏面をご覧ください



申し込み手続きは以下の2STEP！かんたんです。

STEP 1：申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 下記厚生労働省ウェブサイトからダウンロード

労働保険料等の口座振替納付（厚生労働省ウェブサイト内）

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoushijun/hoken/hokenryou/index.html

STEP 2：記入した用紙を金融機関の窓口へ提出

締め切り日に注意の上、申込用紙をご提出ください。

※一部の金融機関では口座振替のお取り扱いができません。

※インターネット専業銀行での口座振替をお申し込みの場合、申込み方法が通常と異なります。

詳細は厚生労働省ウェブサイト（上記）でご確認をお願いします。

各期の申込締切日・口座振替日

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
全期 または 第1期	申込 締切日 2月25日	→						口座振替 納付日 9月6日					
第2期							申込 締切日 8月14日	→		口座振替 納付日 11月14日			
第3期									申込 締切日 10月11日	→			口座振替 納付日 2月14日

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後にはハガキでお知らせします

- 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約2～3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、
最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

事業主の皆さまへ

労働時間を適正に把握し 正しく賃金を支払いましょう

労働時間は毎日適正に把握し、それに基づいて賃金を計算し、支払うことが必要です。

1日ごとに、一定時間に満たない労働時間を一律に切り捨て、その分の賃金を支払わないことは、労働基準法違反となります。



このような取り扱いは、労働基準法違反です！

- 勤怠管理システムの端数処理機能を使って労働時間を切り捨てている
勤怠管理システムの端数処理機能を設定し、1日の時間外労働時間のうち15分を満たない時間を一律に切り捨て（丸め処理）、その分の残業代を支払っていない。
- 一定時間以上でしか残業申請を認めない
残業申請は、30分単位で行うよう指示しており、30分を満たない時間外労働時間については、残業として申請することを認めておらず、切り捨てた分の残業代を支払っていない。
- 始業前の作業を労働時間と認めていない
毎朝、タイムカード打刻前に作業（制服への着替え、清掃、朝礼など）を義務付けているが、当該作業を、労働時間※として取り扱っていない（始業前の労働時間の切り捨て）。
※ 労働時間の考え方については、裏面をご参照ください。

ワンポイントアドバイス

- ・ 労働時間における端数処理の例外として、1か月における時間外労働、休日労働および深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることは、常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものとして認められます。
- ・ また、1日の労働時間について、一定時間に満たない時間を切り上げた上で、その分の賃金を支払うことは、問題ありません。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

労働時間とは

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当します。

たとえば、次のような時間は、労働時間に該当します。

- ① 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間
- ② 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）
- ③ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

労働時間の考え方については、リーフレット（「労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い」）もご参考ください。



労働時間の適正な把握

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者には労働時間を適正に把握する責務があります。
使用者は、労働時間の適正な把握のために、以下の措置を講じてください。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

● 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、**労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。**

1. 原則的な方法（以下のいずれか）

- ・使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。
- ・タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

2. やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

上記1の方法によることなく、自己申告制により行わざるを得ない場合は、一定の措置を講ずる必要があること。

● 賃金台帳の適正な調製

使用者は、**労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。**

詳細は、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」をご参照ください。



ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください

（R6.9）

第25期沖縄県労働委員会委員の任命について

沖縄県労働委員会は、労働組合法第19条の12第2項及び労働組合法施行令第25条の2の別表第3により、公益委員・労働者委員・使用者委員各5人の計15人の委員で構成されています。

第24期委員の任期満了に伴い、令和7年12月15日付けで以下のとおり第25期委員が任命されました。なお、委員の任期は2年です。

第25期沖縄県労働委員会委員名簿

区分	氏名	現職	再任・新任の別
公益委員 (5人)	◎ 田島 啓己	弁護士	再任 (連続6期)
	○ 村上 恵実	弁護士	再任 (連続3期)
	戸谷 義治	琉球大学人文社会学部 教授	再任 (連続3期)
	與那嶺 敏	弁護士	再任 (連続2期)
	松井 有美	沖縄国際大学法学部 准教授	再任 (連続2期)
労働者委員 (5人)	平良 哲康	日本労働組合総連合会沖縄県連合会 事務局長	新任
	森岡 稔	沖縄県教職員組合 中央執行委員長	再任 (連続2期)
	本村 文代	自治労沖縄県本部那覇市職員労働組合 中央執行員・女性部長	再任 (連続2期)
	當間 錦也	沖縄電力関連産業労働組合総連合会 会長	再任 (連続2期)
	平安名 守	全駐留軍労働組合沖縄地区本部 執行委員長	新任
使用者委員 (5人)	田端 一雄	一般社団法人沖縄県経営者協会 専務理事	再任 (連続3期)
	小井土 恵美	株式会社近代美術 代表取締役	再任 (連続4期)
	金城 欣光	沖縄バス株式会社 常務取締役総務部長	再任 (連続3期)
	菊地 毅	株式会社琉球銀行 代表取締役専務	再任 (連続2期)
	本部 賀代子	拓南製鐵株式会社 常勤監査役	再任 (連続2期)

※委員の任期: 令和7年12月15日～令和9年12月14日

※◎: 会長、○: 会長代理

事務局からひとこと

労働委員会は、労使関係の安定を図るために中立・公平な立場で労働条件等に関する労使紛争の迅速かつ円満な解決をお手伝いします。あっせん等の制度利用に関することは、お気軽にお問合せください。



問合せ先 沖縄県労働委員会事務局



電話: 098-866-2551 FAX: 098-866-2554

メール: aa160008@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県労働委員会の
HPはコチラ▶▶

又は

「沖縄県労働委員会」で検索



休日を振替した場合、割増賃金はもらえないのでしょうか？

● 相談内容 ●

私が勤務している会社は日曜日が休みですが、今回日曜日にイベントをすることになり、日曜日出勤するように会社から言われて勤務しました。その代わりに翌日の月曜日を休みにして休みました。休日勤務に 35% の割増賃金がつくとなっているようですが、会社は休みを振り替えたただだから割増はないと言っています。この休日を振り替えた場合、割増賃金はもらえないのでしょうか？

● 相談回答 ●

ポイント

「振替休日」とは、業務の都合によって休日(今回は日曜日)に勤務させなければならない場合に、その休日を勤務日に変更し、その代わりに別の勤務日(今回は翌日の月曜日)を休日とすることをと言います。あらかじめ決まった休日を他の勤務日と振り替えるだけなので、休日の割増賃金はありません。

〈労働基準法上の「振替休日」と「代休」の違い〉

「振替休日」は、あらかじめ定められた法定休日を他の日に振り替えることですから、振り替え前の休日に勤務しても通常の勤務と同じです。したがって、休日労働に対する割増賃金の問題は発生しません。

ただし、振り替えた休日が週をまたがった場合、振替勤務をしたことで、週の実労働時間が週の法定労働時間である 40 時間を超える場合があります。その場合は時間外労働に対する割増賃金(25%)の支払いが必要です。

「代休」とは、やむを得ず法定休日に休日労働を行わせていますので、その後に「かわりに休む日」が代休です。事後に休日を与えても休日労働をさせたことが帳消しにされるわけではありません。この場合には休日労働に対する割増賃金(35%)を支払う必要があります。

振替休日は事前の調整が必要で、代休は事後の補償としての性質を持っています。

解説

「振替休日」の実施には、下記の措置が必要です。

- ・就業規則に振替休日の規定を置くこと
- ・振替休日は特定すること
- ・振替休日は4週4日の休日が確保される範囲のできるだけ近接した日とすること
- ・振替は前日までに通知すること

お問い合わせ先

沖縄県女性就業・労働相談センター
労働相談フリーダイヤル 0120-610-223
9:00 ~ 17:00 月~金(土日祝休み)

対面相談のご予約
TEL 098-941-4750
9:00~17:00 月~金(土日祝休み)

沖縄県労働経済指標

年月	項目	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県)	完 全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 R2=100	
		一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
		全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率			
		千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
	21年	31,974	284,657	12,018	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	96.1	95.5
	22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	95.3	94.8
	23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	95.3	94.5
	24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	95.0	94.5
	25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	95.3	94.9
	26年	32,852	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	97.8	97.5
	27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	98.4	98.2
	28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,120	98.7	98.1
	29年	34,636	288,447	15,395	125,882	27	3.8	25,758	28,598	1.11	2,099	99.1	98.6
	30年	34,426	315,950	15,381	143,732	25	3.4	24,876	29,052	1.17	1,982	100.3	99.5
	令和元年	34,772	325,731	16,015	143,841	20	2.7	25,498	30,442	1.19	1,922	100.6	100.0
	2年	35,326	328,737	15,972	144,617	25	3.3	27,972	22,520	0.81	1,680	100.0	100.0
	3年	35,662	336,079	16,231	141,798	28	3.7	30,588	22,343	0.73	1,710	100.1	99.8
	4年	35,120	335,382	16,223	152,659	25	3.2	31,446	27,846	0.89	1,657	102.9	102.3
	5年	35,426	334,306	16,856	156,901	26	3.3	28,955	30,222	1.04	1,666	106.8	105.6
	6年	35,133	322,327	15,681	173,959	25	3.2	28,801	28,896	1.00	1,569	110.4	108.5
	令和6年10月	35,273	318,950	15,846	179,736	23	2.9	28,122	28,543	1.01	1,394	112.0	109.5
	11月	35,280	322,985	15,939	179,470	24	3.0	28,139	28,091	1.00	1,144	112.4	110.0
	12月	35,261	321,710	16,005	182,696	23	2.8	28,199	27,899	0.99	1,099	113.1	110.7
	令和7年1月	35,067	328,425	16,075	165,233	20	2.5	28,990	28,205	0.97	1,037	113.5	111.2
	2月	34,895	331,308	16,153	171,027	18	2.3	28,527	27,248	0.96	2,155	113.1	110.8
	3月	34,832	330,480	16,024	165,615	28	3.6	28,223	26,887	0.95	3,509	113.2	111.1
	4月	35,002	324,371	15,979	169,800	33	4.1	27,905	26,932	0.97	1,697	113.4	111.5
	5月	35,629	331,356	16,044	171,483	23	2.9	28,195	27,155	0.96	1,402	113.9	111.8
	6月	35,595	334,640	16,164	168,698	21	2.7	27,703	27,507	0.99	1,340	114.1	111.7
	7月	35,636	338,442	16,190	165,341	24	3.1	27,647	27,422	0.99	1,366	114.2	111.9
	8月	35,599	338,584	16,151	163,404	22	2.8	27,487	27,140	0.99	1,070	114.3	112.1
	9月	35,603	342,142	16,100	162,267	28	3.5	27,311	27,030	0.99	1,139	114.5	112.0
資料出所		県 統 計 課					沖 縄 労 働 局					県統計課	

年月	項目	労働時間の動き						賃金の動き					
		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
		全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20年		153.0	162.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年		147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年		149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	380,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年		149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	281,783	233,892	70,513	41,457
24年		150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年		149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年		149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年		148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年		148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892
29年		148.4	150.6	135.8	140.0	12.6	10.6	363,295	283,056	290,954	240,671	72,341	42,385
30年		147.4	146.2	134.9	138.0	12.5	8.2	372,164	272,026	295,945	233,588	76,219	38,438
令和元年		144.5	144.0	132.1	134.1	12.4	9.9	371,507	278,190	296,123	236,194	75,384	41,996
2年		140.4	139.6	129.6	130.1	10.8	9.5	365,100	283,770	293,056	240,683	72,044	43,087
3年		142.4	141.9	130.8	132.3	11.6	9.6	368,493	275,343	296,652	233,416	71,841	41,927
4年		143.2	142.4	131.0	132.2	12.2	10.2	379,732	269,165	303,496	231,297	76,236	37,868
5年		143.8	141.9	131.7	132.6	12.1	9.3	386,985	269,779	308,437	232,672	78,548	37,107
6年		142.8	142.8	131.1	133.0	11.7	9.8	397,789	274,456	315,351	235,625	82,438	38,831
令和6年10月		139.5	145.3	128	136	11.5	9.3	326,714	239,556	316,549	237,966	10,165	1,590
11月		146.4	142.6	134.3	132.9	12.1	9.7	344,743	250,441	319,881	236,963	24,862	13,478
12月		142.2	141.3	130.5	131.7	11.7	9.6	741,317	447,900	319,913	239,694	421,404	208,206
令和7年1月		135.5	134.3	124.3	125.3	11.2	9.0	332,594	241,135	318,088	238,549	14,506	2,587
2月		130.8	125.3	121.0	118.2	9.8	7.1	323,728	240,343	289,013	237,050	10,266	3,293
3月		138.1	137.5	126.3	127.9	11.8	9.6	347,260	252,148	316,657	242,464	30,603	9,684
4月		145.4	141.0	133.4	131.8	12.0	9.2	338,252	250,222	323,962	244,123	14,290	6,099
5月		140.5	139.1	129.2	130.2	11.3	8.9	337,884	252,455	321,399	249,697	16,485	2,758
6月		145.2	139.0	133.9	129.8	9.2	11.3	514,106	341,133	289,536	226,177	224,570	114,956
7月		148.8	144.2	137.2	135.2	11.6	9.0	476,302	301,303	324,962	251,107	151,340	50,196
8月		135.2	137.2	124.6	127.9	10.6	9.3	332,555	266,308	322,452	251,116	10,103	15,192
9月		139.9	138.7	128.5	128.6	11.4	10.1	335,091	260,909	323,860	252,236	11,231	8,673
資料出所		県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

注) 一般職業紹介状況は受理地別

注) 消費者物価指数は「令和2年基準」へと変更に伴い、令和3年7月分以降の公表に合わせて改訂。



「労働おきなわ」168号 (琉球労働から選巻241号)

2026年1月23日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2366

FAX(098)866-2355

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017705/1017719.html>

印刷所／文字工房 ポスト

〒901-1111 南風原町字兼城631-1

TEL(098)889-6266

FAX(098)888-2297

